

別表

要綱	減免事由	適用範囲	減免割合	添付書類	備考
2 条 4 号	生活保護受給開始世帯	納付義務者が生活保護法の適用を受けることとなった世帯で現年賦課分の未納保険料のあるもの	現年賦課分保険料から既に納付している保険料を除いた保険料全額	生活保護開始決定通知書等	
2 条 5 号	譲渡所得のあるもの	世帯主・被保険者が所有している家屋及び土地の譲渡所得	当該譲渡所得に係る所得割額から実質譲渡所得の金額に対応する所得割額を差し引いた額	債務の返済に係る領収書契約書等	
2 条 6 号	給付制限のあるもの	日本国外にあるとき又は少年院・刑務所その他これらに準ずる施設に収容・拘禁されているとき	当該被保険者の給付制限期間(終月を除く)に係る賦課保険料相当額。 ただし、平等割額は、一人世帯についてのみ減免の対象とする。	旅券、在所(監)証明書等	
2 条 7 号	医療費支払額が多額	被保険者が医療費控除を申告しており、世帯の前年中の合計収入に対する医療費控除の対象となった医療費支払額の割合が4割を超えるもの ※旧国保被保険者を含める	前年所得の確定申告において医療費控除対象となった医療費支払額に34%を乗じて得た額を医療費控除の申告者の所得から控除して所得割額を算出する。ただし、その者にかかる減額前の所得割額を限度とする。 ※減免割合は、所得割額について適用する	確定申告書の控	
2 条 8 号	土地・家屋の所有者でないことが明らかな者	裁判もしくは審判の確定又は調停の成立により固定資産税の賦課期日において所有者でないことが明らかな土地又は家屋に賦課された資産割額があるもの	当該資産割全額	判決書及びその確定証明書と名寄帳の写 審判書及びその確定証明書と名寄帳の写 調停調書と名寄帳の写	
2 条 9 号	満18歳未満の被保険者が属する低所得世帯	世帯の状況を調査の結果、保険料の支払いが困難であると認められる低所得世帯 ※低所得世帯とは、世帯の所得が概ね国民健康保険法施行令第29条の7第5項第1号に規定する保険料の減額賦課に該当する程度である世帯	満18歳未満の被保険者の当該年度に係る均等割相当額を減免 ※満18歳未満の被保険者とは当該年度4月1日現在、満18歳に満たない被保険者	生活状況がわかる書類(聞き取りにより把握できる場合は聞き取り調書)	年度途中で満18歳未満のものが加入する場合、加入時の世帯の状況により判定する